

ハンガリー

意匠規則

規則No. 19/2001 (XI. 29.)

2016年7月15日版

目次

- 第1条 工業意匠の保護を求める出願
- 第2条 意匠保護の付与を求める願書
- 第3条 意匠の組込みを意図している生産物又は意匠の適用を意図している生産物の指示
- 第4条 意匠の表示
- 第5条 権利の一部放棄
- 第6条 最終規定

第1条 工業意匠の保護を求める出願

(1) 意匠の保護を求める出願(以下、「意匠出願」)は、下記のものを含んでいなければならない。

- (a) 意匠保護の付与を求める願書及び願書における指示であって、その意匠の組込みを意図している生産物又はその意匠の適用を意図している生産物に関するもの
- (b) 意匠の表示
- (c) 代理人が存在している場合は、代理人指名に関する文書
- (d) 出願人が意匠創作者の権利承継人である場合は、承継についての書証
- (e) 条約優先権を主張する場合は、優先権書類
- (f) 博覧会優先権を主張する場合は、博覧会証明書
- (g) 所管官庁による同意書であって、意匠法第8条(1)に定められている記章の何れかによって構成されているか又はそれを含んでいる意匠が保護を取得することができる旨のもの。それがない場合は、意匠法第8条(1)の拒絶理由を適用する。

(2) 意匠出願は下記を含むことができる。

- (a) 第4条(2)から(6)の規定によるマーキングであって、意匠に属さない部分を定めるためのもの
- (c) その意匠を具現する物品が属する類の数であって、その分類は工業意匠の国際分類を定めるロカルノ協定(以下、「国際分類」)によるもの
- (3) 出願人は1の出願によって最大50までの意匠についての保護を求めることができる。
- (4) 意匠保護を求める願書と意匠の表示の双方は、それらの各々が別のページで始まり、その各々に連続番号が付されるように作成されなければならない。その内容は、相互に一致していなければならない。

第2条 意匠保護の付与を求める願書

(1) 意匠保護の付与を求める願書は1通提出するものとし、それは下記事項を含んでいなければならない。

- (a) 出願人の名称及び宛先及び出願人が複数であって、各人の権利が均等でない場合は、その持ち分
- (b) 意匠の組込みを意図している又は意匠の適用を意図している生産物の指示
- (c) 求める保護の対象である意匠の数の指示
- (d) 出願人が意匠の創作者であるか、その権限の承継人である旨の申立
- (e) 創作者の名称及び宛先。複数の創作者が存在しており、その間での創作権の持ち分が均等でない場合は、創作権の持ち分。創作者が、開示される意匠文書にその名称が含まれないことを請求する場合は、この請求は意匠保護の付与を求める願書に記載しなければならない。また、創作者の名称は、別紙によって提出しなければならない。
- (f) 代理人が存在する場合は、その名称及び業務用宛先
- (g) 条約、博覧会又は国内の優先権を主張する場合はその旨の申立をするものとし、申立書は、条約優先権に係る外国出願の出願日、出願国、博覧会優先権に係る博覧会の名称及び開催日並びに国内優先権に係る、係属中の出願の出願日及び参照番号を記載しなければならない。
- (h) 分割の場合は、その旨の申立であって、原出願の参照番号並びに出願日及び優先日を記

載したもの。

(i) 意匠保護の付与を求める願書

(j) 意匠保護の付与を求める願書に添付した付属書類の一覧

(k) 単一の出願人若しくは全ての出願人又は代理人の署名

(2) 意匠保護の付与を求める願書は、ハンガリー知的財産庁において無料で入手できる様式を提出することによって用意することもできる。

第3条 意匠の組込みを意図している生産物又は意匠の適用を意図している生産物の指示

(1) 意匠の組込みを意図している生産物又は意匠の適用を意図している生産物の指示は、可能な場合には、国際分類に記載されている名称を使用して行われるものとする。意匠の組込みを意図している生産物又は意匠の適用を意図している生産物の指示が国際分類に記載されている名称と異なっているか、その分類の中には発見できない場合であっても、その指示は、物品に予定されている機能を示さなければならない又はその生産物に関する周知の他の名称で構成することができる。物品の指示が種々の使用分野に関連するものである場合は、その指示は使用分野を列挙するか又は国際分類による類の番号を記載することによって示さなければならない。

(2) 意匠の組込みを意図している生産物又は意匠を適用することを意図している生産物についての指示は、創作用語、空想的名称、製造元又は種類のマーキングを含むことができない。

(3) 意匠が組物に関するものである場合は、それについての言及を含んでいなければならない。

(4) 出願によって、意匠法第38条(1)に記載されている1群の又は複数の意匠について保護を求め場合は、意匠の組込みを意図している又は意匠の適用を意図している生産物についての簡潔な汎用名称が示されていなければならない。

第4条 意匠の表示

(1) 意匠出願においては、意匠の表示を1通提出しなければならない。

(2) 意匠の表示は、下記条件をみたしている写真、図面又は他の図解の形式で提出しなければならない。

(a) 表示は意匠を明瞭に示していなければならない、すなわち、その意匠の組込みが意図されている生産物又はその適用が意図されている生産物の全体又は一部の外観に影響を及ぼす全ての特徴を示していなければならない。

(b) 意匠の明確な確認を害する可能性のある物体、人又は動物は表示に含めてはならない。

(c) 適切な場合は、意匠は、種々の方向から見た図として又は種々の使用その他の状況において提示されるものとする。

(d) 少なくとも1の表示は、その意匠の全体を示さなければならない。断面図、切断図及び拡大図は、意匠を十分に示すために必要な限り使用することができる。

(e) 規定された長さをもっていない又は平面的である物体(例えば、輪郭様式)又は織物の場合は、表示は、他の要件は満たしている一部を提示するだけで十分である。

(f) 1の表示においては、1の意匠についての1方向からの図のみを提示することができる。

(g) 2以上の個々の表示からは、それが追加の説明なしに、個々の表示が他の表示とどのように関連しているかが分かるものでなければならない。

(h) 一組の物品に属する意匠の各要素は、少なくとも1の表示において一緒に表示されなければならない。

(i) 最低2.5cmの余白を用紙の上端に残しておかなければならない。

(j) 意匠に属していない部分を示すマーキングは、出願人が保護を求めない表示の部分から意匠を明確に区切るものでなければならない。

(3) 表示は色彩を付して又は白黒の色で提出することができる。ただし、色彩が意匠を構成する特徴に属している場合は、表示は色彩を付して提出しなければならない。

(4) 意匠が写真として表示される場合は、(2)及び(3)に定めたものに加え、下記要件を満たさなければならない。

(a) 写真は意匠を無地の背景で、対比及び明確な輪郭をもって表示しなければならない。写真を撮るときは、意匠を構成する特徴の認識を妨げる可能性のある輝き、反射、シャドー効果を回避するような採光条件が選択されなければならない。

(b) 写真は、物理的に追加された要素を含んではならず、また、特に、修正する方法で物理的に要素を削除してはならない。

(c) 写真の寸法は、3cmx4cmより小さく、12cmx15cmより大きくてはならない。

(d) 出願に複数の写真を添付する場合は、写真はA4サイズ用の紙に張り付けるか、印刷されるものとし、複数の写真の間には、図の番号を挿入するための最低2cmの空白を残さなければならない。

(5) 意匠が図面として又はそれ以外の図解的方法で表示される場合は、その表示は、(2)及び(3)に定めた要件に加え、下記の要件を満たさなければならない。

(a) 図解的表示は、最大A4サイズの、白色、不透明の用紙に、均一の濃度を有する黒色の、明瞭で、恒久的な線によって、折り重なり又は中断することなく、行われなければならない。

(b) 1枚の用紙に複数の図がある場合は、それらは明白に配置され、空白によって分離されなければならない。

(c) 図の番号は例外とするが、表示は説明又は題字を含むことができず、また、明瞭性を阻害する可能性のある線又は他の図示的要素を含むことができない。

(d) 意匠は、実際に視覚で認識される形で、更に可能な場合は、正しい遠近感で、表示されなければならない。ただし、(2)(j)に規定する、意匠に属さない部分のマーキングをつけることを妨げない。

(e) 製図及びその記号は使用することができない。

(f) 表示に横断面又は切断がある場合は、それらも現実に忠実に表示されなければならない。

(6) 出願に添付される表示には図形番号を付さなければならない。図形番号は、ドット(点)で分離したアラビア数字2文字で構成しなければならず、その最初の数字は出願に添付された意匠の番号、2番目の数字はそれに係る意匠に属する図形番号とする。(例えば、1.1、1.2、1.3は第1の意匠の表示についての図形番号であり、2.1、2.2、2.3は第2の意匠の表示についての図形番号である。) 図形番号は、それが関連する表示の隣に、表示間の空白欄に、図形番号と図形の関係が明白であるような形で記載されなければならない。意匠出願が意匠についての1の表示のみを含む場合は、図形番号の使用は必要でない。

第5条 権利の一部放棄

(1) 権利の一部放棄書は、1通提出しなければならない。

(2) 意匠法第48条(2)に定義されている権利の一部放棄は、表示の中のどの部分はその意匠に属していないかを明確に宣言しなければならない。宣言には、表示が添付され、その表示から、先の表示の中の、出願人が保護を求めない部分が明瞭に確認できるものでなければならない。第4条(2)から(6)までの規定は、この表示にも適用する。

(3) (2)の規定は、意匠所有者が提起する、補正した形式又は減縮による意匠保護の維持のための無効手続において、当該所有者が行う宣言に準用するものとする。

第6条 最終規定

(1) この法令は、2002年1月1日から施行する。その規定は、施行日以後に提出される意匠出願に適用する。